

# 令和6年度第1回

## 茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和6年10月8日（火）午後1時30分から  
場 所 水戸市笠原町978-25  
茨城県開発公社ビル 4階大会議室

## I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和6年10月8日(火)  
午後1時25分から午後3時18分まで
- 2 場所 茨城県開発公社ビル 4階大会議室

## II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

## III 議題 別記付議案一覧のとおり

## IV 委員の変更

学識経験のあるものについて新たに平田輝満委員及び落合美代子委員に、また、関係行政機関の職員について、関東農政局長の安東委員及び関東地方整備局長の岩崎委員に委嘱したことが報告された。

## V 議事

- 1 会長の選任  
中川喜久治委員が会長に選任された。
- 2 議事の公開  
都計諮問第1号及び第2号の公開が決定された。
- 3 議事録署名人の指名  
議長から議事録署名人として田中委員と藤井委員が指名された。
- 4 議案審議  
以下のとおり

---

【都計諮問第1号 つくば市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する  
都市計画上の支障の有無について】

### ○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。  
都計諮問第1号につきまして、事務局から説明を願います。お願いいたします。

---

### ○事務局

つくば市建築指導課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、都計諮問第1号、つくば市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について御説明いたします。資料は、お手持ちの資料、または、データでお持ちいただいている諮問文、付議図面、説明資料の3点です。そのうち、説明資料について、スクリーンにて説明させていただきます。

初めに、建築基準法第 51 条について御説明いたします。

建築基準法第 51 条では、廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画において敷地の位置が決定されているもの以外は建築できないと規定されております。

建築する場合は、同条のただし書き規定により、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁の許可を受ける必要がございます。

今回の案件は、産業廃棄物処理施設に係るものの許可となるため、都市計画上の位置の決定を所管する県の都市計画審議会に、特定行政庁であるつくば市が付議するものでございます。

続きまして、廃棄物処理施設の設置に必要な手続きについて御説明いたします。

廃棄物処理施設の設置には、建築基準法第 51 条の許可のほか、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要がございます。

まず、スクリーン左側の建築基準法第 51 条ですが、敷地の位置に関する許可でありまして、都市計画マスタープランや土地利用計画、都市計画施設、市街地開発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございます。

一方、右側の廃掃法につきましては、施設の設置許可でありまして、施設の技術基準、周辺地域への環境影響など、基準の適合を問うものでございます。

本日は、建築基準法第 51 条のただし書き許可のため、左側の都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

それでは、案件の詳細について説明させていただきます。

申請者は、不二造園土木株式会社代表取締役、稲見不二意でございます。申請者の不二造園土木株式会社は、つくば市柳橋地区で平成 13 年 4 月から、一般廃棄物である草木、剪定枝の破砕処理事業を行ってまいりましたが、当該事業地は借地であり、返還の求めがあったことから移転することとなりました。このたび、本申請地を確保できたことから、木くず全般のリサイクルを図ることとして、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。

次に、処理施設の概要でございます。

表上段の破砕機①は、一般廃棄物のごみ処理施設として、草木・剪定枝・夾雑物に限った金属くずの処理を行います。夾雑物とは、まれに混入する針金などの金属くずを指します。

また、処理能力は 1 日当たり 5 トン以下で、産業廃棄物を処理する指定処理施設として、木くず、金属くずの処理を行います。能力は、1 日当たり 4.83 トンです。

表下段の破砕機②は、一般廃棄物のごみ処理施設として、草木・剪定枝・金属くずの処理及び産業廃棄物処理施設として、木くず、金属くずの処理を行います。能力は、1 日当たり 200.80 トンです。

今回の計画で設置する廃棄物処理施設は、1 日の処理能力が合計 205.63 トンになり、5 トンを超えるため、建築基準法第 51 条の許可が必要となるものです。

次に、本件の位置について御説明いたします。

茨城県の地図に赤色で示したところが、申請地のあるつくば市でございます。スクリーン右側の拡大図の赤丸が申請地であり、つくば市の中央よりやや北側に位置しております。

こちらは都市計画図でございます。申請地は、図面中央で赤で囲った部分でございます。

申請地は、国土技術政策総合研究所の西約 130 メートルの距離にあり、市街化調整区域に位置しております。

付近の主な道路としては、申請地東側に紫色で着色した国道 408 号線学園西大通り及び申請地北側に緑色で示した県道 53 号つくば千代田線などがあります。

次に、申請地周辺の状況になります。

青色の点線で囲った部分は、申請地を中心に半径 300 メートルの範囲を示しております。東側の一部が第二種住居地域にかかりますが、その全てが国土技術政策総合研究所の敷地であり、住宅地等が建築される予定はございません。

また、申請地周辺は農地であり、農振地区であります。申請地はこの地域からも除外されております。

なお、南西方向に住宅が 1 軒ございますが、事業者が個別訪問により今回の事業について説明したところ、特に意見はございませんでした。

次に、つくば市の災害ハザードマップでございます。

薄だいたい色、黄色で着色されている部分が浸水想定区域となっておりますが、申請地は浸水想定区域の外となっております。

次に、本案件の配置計画でございます。スクリーンの上が北側となっております。

申請地は、北西側の市が管理する通路、幅員約 6 メートルから幅員約 8 メートルの市道に接道しており、計画建築物はピンク色で示しており、合計 4 棟で、全て平屋建てでございます。

破砕機①の上屋の床面積が 49.50 平方メートル、倉庫、事務所は、それぞれ 9.99 平方メートル、いずれも鉄骨造です。トイレにつきましては木造で、床面積が 2 平方メートルとなっております。敷地面積は 5,152.70 平方メートルとなります。

敷地の周囲には、周辺環境への影響を考慮し、幅 5 メートル以上で緑地帯を確保し、破砕機①と②の外周には、紫色の点線部分を高さ 1.5 メートルの鉄板、その外周の青色の点線部分を高さ 3 メートルの鉄板で囲い、騒音及び粉じん対策をしております。

次に、廃棄物処理工程について御説明いたします。

搬入、搬出は敷地北西側の搬出入口からとなります。搬入、搬出時とも、事務所棟前の台貫にて計量を行います。

搬入時の経路は青色の矢印で示しております。台貫にて車両の重量の計測を行った後、各廃棄物置き場で荷下ろしされます。廃棄物置き場から破砕機①、②までの投入経路は、緑色の矢印で示しております。

破砕処理後は、赤い色の矢印で示したとおり、チップストック保管庫に保管され、搬出時は保管場で荷積みされ、台貫にて計量し、販売元へ搬出されます。

また、破砕機①、②とも、投入されるものは同じく木くずですが、処理速度と破砕後の木チップの大きさが異なり、顧客の要望により使い分けをいたします。

次に、雨水・汚水排水計画について御説明いたします。

事務所から排水された雑排水については、敷地内の蒸発散槽へ流入し、敷地内で処理されます。トイレの汚水については、くみ取りで処理されます。

建築物の屋根、置き場及び保管庫からの雨水については、配管やU字溝を經由して、雨水浸透槽により敷地内で処理される計画となっております。

次に、搬入・搬出経路について御説明いたします。

青色の線で示している道路で、申請地西側の幅8メートルのつくば市道2-2328号線を北に向かい、幅員9メートルのつくば市道1級24号線を経由して、国道408号線学園西大通りを通る経路が中心となっております。

なお、国道までに通ずる市道については、周辺に住宅地もなく、市道1級24号線につきましては歩道も整備されているため、安全が確保されております。

次に、周辺交通への影響について御説明いたします。

処理施設の搬入・搬出車両が出入りする時間は、午前8時から午後5時までとなっております。同時帯を含む午前7時から午後7時までの市道1級24号線の交通量は1,736台、申請地前面の道路、市道2-2328号線については46台という調査結果となっております。

本施設の搬出入車両数を破砕機の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり124台の見込みで、往復で248台となります。

市道2-2328号線及び市道1級24号線については、交通量が少ないため、影響は小さいものと考えております。

次に、生活環境影響調査の結果について御説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭の4項目でございます。

評価基準は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの規制基準となっております。全ての項目で、表中、右から2列目の予測結果が、一番右側の評価基準、規制基準以下であることが確認されております。

最後に、都市計画関係について御説明いたします。

本案件の敷地は、つくば市の都市計画マスタープランにおいて土地利用調整ゾーンとして位置づけられており、無秩序な市街化を防止するため、都市計画制度等を活用して建築可能としている区域となっております。

なお、今後の土地利用計画、都市計画施設及び市街地開発事業等においても支障となる土地利用構想等はございません。

また、今回の許可の申請に当たって、つくば市の都市計画部局からも、都市計画上支障がない旨の意見をもらっております。

都計諮問第1号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございます。皆様からの御意見、御質問等をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。どうぞ。A委員。

○A委員

一つは、緑地を5メートル周囲に回しているということなのですが、緑地5メートルの内側に防護壁ということが言われていると思うのですが、これを見ると、緑地の外側に3メートルの鉄板の囲いということは、多分、仮囲いみたいなものだと思います。緑地を挟んで、また鉄板1.5メートルをやっているという形になるのですが、緑地の意味は、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長

お答え願えますか。

○事務局

緑地は外周部に緩衝帯として設けるという意味が一番ふさわしいかと思うのですが、破碎機の周りだけが継続的に音が出るので、その音をなるべく外に出さないという目的ですと、内側だけに設置した場合よりも、外側にももう一枚設置した場合のほうが調査により音が大幅に防げるという結果が出たことから、どうしてもここにも、周りに音の影響がないように設置したいということです。そのほかは全部ネットフェンスと緑地が確保できるようになっています。

○A委員

基準としては、緑地が外周部で、その内側に防護壁ということですか。これに関しては、該当しないということにしたということですか。優先順位が違ったということですか。

○事務局

そうです。ほかの部分は緑地の内側に基本的に設けていたのですが、その部分だけは、優先的に音を防ぐための選択を取ったということです。

○A委員

防音壁と防音壁の間に緑地をつけても、日が当たらないので緑地になると思うのですが、その辺の対策というのは、何かなされるのですか。例えば、仮囲いを透明のタイプにするとか。緑地としての意味を持たせるためにも、そういう対策があるのかなと思ったのですが。緑地の意味があまりなくなってしまうのが残念だなというのがあります。

○議長

いかがですか。

○事務局

防音壁が二重になってしまい日陰になってしまう。そうすると、緑地自体が育たない状況にもなり、育成に影響が出るのではないかとこのところがありますので、そこは事業者が、今、御意見があった、日が入るようなもので防音壁ができないかということを提案していきたいです。

○A委員

もう一つお聞きしたいところがありまして、配置図の水色の点線が雨水となっているのですが、破碎機1のところには、樋から出てくる。屋根がついていますから、屋根の水を受けて、U字溝を通過して、黄色の浸透桝に行くと思います。トイレはくみ取り式で、そこに井戸水がつながっているのですが、井戸水が必要な理由は何なのか。

それと、点線の雨水がそこまで伸びる理由というか、樋のマークがついていない部分は、屋根の水なのでしょう。

○議長

お答えください。

○事務局

雨水に関しましては、樋まで表現されていなかったところは、基本的には、屋根から樋で受けて、雨水を浸透槽に流すという計画になっています。

もう一つ、くみ取りトイレの給水に関しては、くみ取りといっても、半分水洗のような改良便槽と言われるものです。水を入れて汚物を流して、それをくみ取りするという構造になっているので、給水しています。そのほかの、給水は、事務所で手洗いするものと、ほこりが立つ場合に散水することがあると伺っております。

○A委員

分かりました。ありがとうございました。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。お願いいたします。

○B委員

B委員と申します。

この破砕機が処理するものの中に、1の方が草木、剪定枝と書いてあるのですが、これは造園業者などが出すような細かい枝などのことですか。それとも、林業関係者が出すような太めの木が入るのかということと。

最近、自然災害が各地で起こっていて、そういった災害ごみと言ってしまっていていいのか、倒壊した家屋であったり、土砂災害とかで山が崩れて、そこに生えていた木などが倒れてというものがあると思うのですが、そういったものを処理することは、こういった施設では、できないものなのですか。

○議長

お答えになれますか。

○事務局

こちらで処理される木くず、草木、剪定枝は、つくば市内には、公園や街路樹が多いので、そういったものが中心で入ってくると伺っております。先ほどの災害ごみに関しましては、取扱いがちょっと違ってくると思うので、ここではお答えは控えさせていただきます。

○B委員

ありがとうございました。

○議長

よろしいでしょうか。

災害で発生するものは、また違う分野でやっておられるということですか。

○事務局

お答えが難しいので、控えさせていただきます。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。どうぞ、C委員、お願いします。

○C委員

御説明ありがとうございました。1点なのですが、14ページ、15ページ目で、周辺交通への影響があって、15ページ目の騒音というのは、基本的に処理施設の機械から生じている騒音のレベルだと思うのですが、それに加えて、周辺への交通、搬入するトラックの騒音は、沿道の環境も評価されているように事前に伺っていますが、新たためて確認ということで、両者の環境基準を調べて、それをクリアしているということによろしいのでしょうか。

通常こういうときは、予測される最大の騒音を、交通も含めてあらかじめ想定するのか、それとも平均値なのか、何となく安全側を見て最大値プラスアルファぐらいで予測して、

大丈夫と確認したくなるのですが、今回のケースでは、どのような前提を置いているのでしょうか。

○議長

事務局でお答え願えますか。

○事務局

騒音に関しましては、搬入されるトラックも含めた形で騒音は設定して調査しております。平均値ではなく、最大値になっています。

○C委員

今回、評価結果、実際に生じるものよりも若干高めということでイメージしておけばよろしいですか。

○事務局

実際は低いと思われませう。

○C委員

実際は少し低いだらうということですね。分かりました。

もう1点よろしいですか。都市計画的な視点で、今回の件に限らず、こういう廃棄物処理施設とか、いわゆる社会的に必要なけれども迷惑施設みたいなものが立地するときに、本来であれば、都市計画上で用途地域に指定されているところで、区域内で立地してもらえば望ましいのかもしれませんが、このように個別案件が出てきて、今回ここで審議しているのだと思います。

本来、市とかで用意している用途地域にちゃんと廃棄物処理施設が立地するケースと、こういう区域外というのか、調整区域で来て、こういうところで審議するというケース、どっちが最近多いのかなというのは少し気になっています。こういう個別ケースばかりだとすると、都市計画上の問題があるのではないかなという気はするし、都市計画の権利が市町村に分権していく中で、迷惑施設は我が町の近くに来るなど、どこかでやってくれよみたいな、あえて場所を用意して誘導するというよりも、押しつけられた結果として調整区域の中に立地してしまう。もしくは、広域的な処理施設が増えてきたときに、だんだん大型化して、敷地面積として大きいのが必要になってくるみたいな話で、従来想定していた土地の区画に入らないので、外でバーンみたいな、そういう傾向が、今回の個別の件に関わらないのですが、この都市計画のあり方という意味で、今回のこの案件、あとは近隣の事例も含めて、つくば市さんとか周辺の都市圏で、その辺りの示唆というか、問題意識がもしあれば現状を含めてお教えいただけると、私にとっては勉強になると思うし、将来を考える上では、もしかしたら重要なのかなと思っています。

○議長

県からのほうがいいですか。

○C委員

一般論で質問してしまって申し訳ないのですが、この場で回答が難しければ、また後日でも結構です。

○議長

どうぞ。お願いします。

○事務局

県の建築指導課でございます。つくば市がお答えするのは難しいと思いますので、県のほうでお答えいたします。

具体的な件数の根拠がなく、恐縮なのですが、まず相談を受けた場合には、都市計画上、一番支障のないところということで、工業地域や工業専用地域でできないのか指導させていただいております。そうした結果、工業団地の中のようなところで産業廃棄物処理施設をやるということも、数としてはかなり多いなという印象がございます。

ただし、今回のような産業廃棄物処理施設の場合、民間事業者がやるものが多いので、事業計画によっては、比較的敷地が小さくて済む、機械も小さくて済むようなものが相談として多いという印象もあります。

そうした場合に、なるべく工業地域や工業専用地域ということをご指導するのですが、実際に分譲している敷地面積がかなり大きくて合わない場合や、工業地域や工業専用地域の中、若しくはその隣接地であっても、なかなか地元の理解を得るのが難しいことがあるということもお聞きします。

御質問のどちらが多いのかということに関しては、どちらもあるとは思いますが、工業専用地域や工業地域でやっているものも多数ありますし、そういったところでなかなか難しいものについては、個別の理由、必要性などをお聞きしたうえで、許可で対応しているという事情がございます。

○C委員

ある程度、そんな理解もしていますし、実態としては、逆に小さすぎて、今の区画がでかすぎるといって、僕が想定したのと逆のパターンもあるのだなと思って、今、理解をしました。もともと区域に設定していたのに近隣から反対されてというのは、何でと思う感じはするのですけれども、いずれにしても、そういう課題は実態としてあるのだなということで理解しました。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。御意見等。よろしいでしょうか。どうぞ、A委員、お願いします。

○A委員

今の関連というか、聞いてみたかったというものでいいですか。

○議長

どうぞ。

○A委員

こういう個別な案件の場合、くみ取りであったり、敷地の外に排水を流さないで、敷地の中だけで完結するという形になっていると思うのですが、条件的に下水道とかがないから、そういうふうになっているのか、それとも、そういうふうにしてくださいという指導をしているのか。

それと、この敷地内で雨水も全部処理してしまうわけですが、今回、チップなので、そんなに影響ないかもしれないのですが、こういうものだけではなくて、環境に影響のあるようなダイオキシンとか、そういうものが出るようなものがこういう形で処理される場合、地下水を通して、周りの田畑とかに影響が出る可能性もありますよね。その辺はモニタリングとかはする予定があるのかどうか。

○議長

お答え願えますか。

○事務局

まず、排水、汚水に関しまして、今回、下水道が通っていない地域ですので、敷地内でくみ取りや、蒸発散槽ということで処理されています。もし、ここに下水道が入っていたとすれば、下水道法に基づいて、接続しなくてはならないという法律に関わってきます。

あと、今回は、木くずということになりますが、産廃に応じて、例えば、少し前の事例になりますが、屋外でがれきを保管するような場合は、コンクリートの箱のような形で、地下に浸透しないように保管することが必要な場合もありますし、それに対する雨水、排水なんかに関しましても、一度処理施設を通った上で敷地内の浸透槽に入るといったような仕組みをつくったりというのがあります。今回は、下水道が通っていない地域ですし、木くずということですので、このような計画になっています。

○A委員

設置後も使用中にそういうのが出ていないかどうかというのをモニタリングとかは、やっているのですか。

○事務局

建築基準法第 51 条の許可では行ってはいません。

○議長

義務づけられていないということですね。今のこの案件の中では。

よろしいでしょうか。ほかに御意見ないようですか。

特にほかに御意見ないようですので、都計諮問の第 1 号につきましては、支障なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。異議なしを頂きました。御異議なしと認め、都計諮問の第 1 号につきましては、支障なしといたします。ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました

---

**【都計諮問第 2 号 島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について】**

○議長

それでは、続きまして、都計諮問の第 2 号につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

県庁宅地整備販売課でございます。よろしくお願いたします。

都計諮問第 2 号、島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業、事業計画変更に係る意見

書について御説明いたします。お手元の配布資料では、付議案と書かれている表紙の資料は2-1ページからになります。併せて表紙の右肩に参考資料と書かれている資料、印刷されているものと黄色の表紙になりますが、主に、この参考資料に沿いながら、こちら、前面のスライドを用いて御説明いたします。

まず、事業概要について御説明いたします。

当事業は、TXの万博記念公園駅周辺において平成12年度から県が進めている事業として、進捗率は現在90パーセント。まさに、事業終盤の状況にきております。

なお、この地区のお隣の上河原崎・中西地区も県施行で進めておまして、今回、ほぼ同じ変更内容で縦覧をした結果、こちらの上河原崎・中西地区は意見書なしでしたので、今回は意見書のあった島名・福田坪地区のみをお諮りしております。

続いて、事業計画変更の決定までの流れについて御説明します。

まず、法に基づき、変更案を6月5日から縦覧に供し、7月2日まで意見書の受付をした結果、意見書がなかった上河原崎・中西地区は国への認可申請に進みますが、島名・福田坪地区においては、4通36名の意見書が提出されたため、本日、意見書の審査として当審議会にお諮りしているものになります。

審査の結果、意見書を採択する場合は、事業計画に必要な修正を加えて、再度、縦覧をやり直すことになり、一方、意見書を不採択とする場合は、その旨を意見書提出者に通知して、原案どおり国へ認可申請することになります。以上のような流れの中で、本日、お諮りするものになります。

続いて、今回の縦覧に供した事業計画変更の内容について御説明します。

変更内容は大きくこちらの4点です。事業終盤となり、残工事の状況などを踏まえ、施工期間を3年間延長するほか、土地利用計画などの一部見直しを含むものになります。

こちらは、主な変更箇所を図示したものになります。

このうち、公益施設用地の変更に関しては、左の図の赤破線の丸印のところ、計13箇所が変更対象になります。内訳としましては、図面中央部の①-6の1箇所は、公民館を想定した公益施設用地の位置づけ、それ以外の12箇所は、集会所用地として用途を限定した公益施設用地となっており、この計13箇所の公益施設用地の変更に関して、4通36名の意見書がありました。

このほか、緑地の変更についても、1通1名の意見書がありました。

それではまず、最も意見書の多かった公益施設用地の変更に関して、その変更の内容や背景などについて御説明します。

こちらは、集会所用地として用途を限定していた面積約220平米の用地として、今回、事業計画上の位置づけを一般住宅用地へ変更しようとするものになります。

続いて、一般住宅用地へ変更することの趣旨について御説明します。

当地区内の土地利用規制は、左側の概念図のように三層で構成され、一層目の用途地域、二層目の地区計画の許容範囲に対して、これまでの事業計画では、極端に土地利用の許容範囲が限定されておりました。それを今回、事業計画の土地利用区分の中から、最も一般的な区分として、一般住宅用地を採用することにより、今回変更の趣旨は、事業計画で特段の土地利用の用途を限定せず、用途地域や地区計画が許容する範囲内で、多様なニーズに対応できるようにするということになります。

変更後の具体的な効果として、これまでどおり集会所の立地は可能なまま、それ以外、例えば、診療所、郵便局など、生活インフラに関わるようなものも含めて対応の幅が広がり、柔軟な土地活用を実現できるようになります。

ここで、そもそもの集会所の建設方法などを補足させていただきます。

既に御案内とは思いますが、集会所の要否の判断は、各区会、つまり自治会の判断となり、区会の要請に基づき、市は用地を県から取得することになります。

また、区会は、自らの負担で集会所を建設し、維持管理も自ら行うという制度になっております。

このような制度のもと、集会所の必要性にかかる社会情勢についてですが、現在のつくば市内の状況としましては、そもそも集会所を有する区会の割合は6割程度にとどまり、さらに、現存する集会所の約9割が築25年以上という状況でございます。つまりは、25年以上前までは集会所建設も盛んだったようですが、それ以降は停滞し、必ずしも各区会は集会所を必須としない傾向が見受けられ、現存する集会所に至っては、老朽化や高齢化などで維持管理に苦慮している状況のようです。

また、こちらは、つくば市がTX沿線の区長を対象にしたアンケート調査結果ですが、7割を超える区長は、地区住民の集会などの施設は必要と回答している一方で、そのための具体の施設を問われると、地区集会所が必要と回答しているのはわずか6パーセントであり、このようなことから、地域コミュニティの場として集会所のニーズは少ない傾向になりつつあり、集会所以外の多様なニーズに対する受け皿づくりが必要になっていると考えられます。

また、こちらは、集会所などの用地にかかるこれまでの県と市の主な経緯を整理したものになりますが、平成13年度につくば市から県に対して、集会所などの公益施設用地の確保の要望があり、その後、社会情勢の変化などもあり、令和5年度には、つくば市では、前年度のアンケート結果などを踏まえて、一旦は集会所などの用地は取得意向なしとの判断になりましたが、その後、昨年度末から今年度初めにかけて、つくば市では地元ニーズを改めて確認・検討するとの意向になり、それを受けて、今回の変更手続きに着手しております。

以上のような経緯や背景のもと、今回変更の必要性を整理しますと、一つ目は、社会情勢の変化として、集会所などのニーズは時代とともに変化し、地域によって地元ニーズはそれぞれ異なると想定されること。二つ目は、つくば市の意向を反映することであり、もともと、つくば市からの要望で確保してきた用地ですので、集会所に限らないニーズも想定される中で、つくば市では今後、改めて地元意向を確認・検討したいとの意向を表明しております。これらに対応するためにも、集会所などの土地利用も可能としつつ、地元の幅広いニーズに対応できる土地利用計画が必要であり、今回の変更は、地元ニーズに沿った形で、健全なまちづくりを実現することにつながるものと考え、このような必要性、妥当性のもとで今回の変更に至っております。

ここからは、提出された意見書について御説明します。

お手元の資料では、参考資料の2-4ページからになります。また、意見書の原文の写しを2-8ページ以降に添付しており、その原文を踏まえて意見書の要旨を整理しております。

こちら、前面のスライドは、意見書の全体像としてポイントを整理したものになります。まず、公益施設用地から一般住宅用地へ変更することをやめてほしいとの趣旨の意見が出されています。その理由を見ますと、大きく三つに分類でき、一つ目は、公益施設用地は必要だから。二つ目は、住宅地として売却されることに懸念があるから。三つ目は、合意形成への意見によるものでした。一つ目と二つ目の理由については、どちらかという、土地売買や具体の土地活用への内容と考えられます。

このほか、同一の方1名から、歩行者専用道路の変更に関する件と、埋蔵文化財調査に関する件の意見が出ております。

それでは、お手元の資料の参考資料2—4ページから順に、意見書の要旨と施行者の見解を御説明しますので、お手元の資料を見ながら御確認いただければと思います。

まず、公益施設用地の変更への意見のうち、公益施設用地は必要との趣旨の意見です。意見の要点を御紹介すると、前面のスライドに映っているものは、お手元の該当ページの拡大版でして、お手元の資料では、左側が意見書の要旨、右側が施行者の見解になっておりますが、このうち、左側の部分を拡大してスライドに映しております。私のほうで読み上げる箇所を赤ラインで表示させていただきますが、文字が見えにくい場合は、お手元のほうを併せて御覧いただければと思います。

まず、アの意見では、公益施設用地は地域住民が主体的に日常生活を送る上で必要。地域社会にとっては災害対応の拠点となるなど必需的な存在。

イの意見では、コミュニティ形成の核となるものであり、公益施設用地として維持することが最も確かである。公共用途で使われることを約束してほしい。

ウの意見では、将来的に地域住民や地権者の利益、公共性にかなった形で活用すべき。

エの意見では、公共施設用地はまちづくりの観点から必要、といった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、今回の変更対象地は、つくば市の要望に基づき、県が確保してきた用地で、つくば市の意向を踏まえて土地利用の制限を解除するものであり、従来どおりに集会所や公民館での土地利用も可能であるほか、今回の意見書で御提案のあった地域住民などのニーズに応じた用途をはじめ、災害対応の拠点などの土地利用も可能とするために必要な変更である、という見解になります。

続いて、住宅地として売却されることに懸念との趣旨の御意見ですが、お手元の資料は2—5ページになります。

意見の要点を御紹介しますと、アの意見では、街区公園と公益施設用地の一体的配置の関係が崩れ、競合する。

イの意見では、住宅用地として売られる可能性は大幅に増加する。その場合、その土地の価値が特定の者の利益だけに局所化してしまい、住民全体にとって大きな損失。

ウの意見では、県の担当者の入れ替わりによる文言のひとり歩きが懸念。公益施設用地を一般住宅用地に変更する土地利用計画変更が、必ずしも一般住宅用地に転用することを目的としたものではないことを確認したい、といった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、より地域のニーズに応じた土地利用を実現できるようにすることが目的であり、必ずしも住宅地として売却することを目的としていない。さらに、今回の変更対象地は、つくば市からの要望に基づき、県が用地を確保してきた経緯があるため、引き続き、県としては、つくば市に用地を取得してもらうことを優先した中

で、つくば市の意向を尊重していく、という見解になります。

続いて、合意形成への意見を趣旨とした御意見ですが、お手元の資料は2—5ページから2—6ページになります。

意見の要点を御紹介すると、アの意見では、土地利用の理念であり、中途において安易に変更すべきでない。

イの意見では、集会所の建設用地がないと、候補地の選定から始めなくてはならなくなるため、集会所建設への対応の遅延が懸念される。

ウの意見では、公益施設用地としての用途は、住民との都市計画上の約束であり、住民の大多数による同意なく反故にする。

エの意見では、13箇所の対象用地それぞれ個別に調査して、要望に合致したものでなければならぬ。

オの意見では、つくば市は、地域の判断によっては集会所用地を県から買い求める意向であり、市が再度、地元に対して意向調査を行う予定であることから、今回の変更の削除を要望する、といった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、今回の変更は、社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティのあり方が多様化する中、集会所を含め、土地利用の用途の選択肢を広げることにより、それぞれの地域の実情に応じた対応を可能とするもので、つくば市では、改めて地元に対して意向調査を行う予定であり、集会所などの立地の可能性が失われることはなく、今後とも、県、市、地域住民などが綿密に連携して、より地域のニーズに応じた土地利用の実現に努めていく、という見解になります。

続いて、ここからは、緑地の一部を歩行者専用道路に変更することへの意見書の要旨と施行者の見解になります。お手元の資料は2—6ページ。これ以降は、同一の方1名からの御意見になります。

まず、この変更の概要についてですが、スライド左側の写真のように、ちょうどこの付近から北側、写真でいうと上側にかけて、TXの構造がトンネルとなりまして、今般のTXとの協議により、トンネル上部を歩行者が通行できるようになったことから、それに併せて、トンネル上部の横断箇所まで歩行者専用道路を延伸するために、緑地を変更するというものになります。

今回提出されている意見書の要旨は、南側エリアにとっては、万博記念公園駅へのアクセスを担保するものではないため反対。南側エリアにとっての最寄り駅である、みどりの駅へのアクセスを向上させる歩道橋の設置を行ってほしいといった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、今回の変更は、TXのトンネル上部の一部を歩行者専用道路として有効活用することに併せて、分断されていた東西地区の動線を強化し、万博記念公園駅へのアクセス向上に資するものと考えている。また、南側エリアから、みどりの駅へのアクセスについては、既に都市計画道路によりアクセスを担保している。つまりは、歩道橋の設置の追加は予定していないという見解になります。

続いて、先ほどの歩行者専用道路への変更についての減歩率の確認の意見になります。意見書の要旨は、この変更により、万博記念公園駅へのアクセス性が限定的ながら向上すると理解できるので、路線価式土地評価法による接近係数が上昇して、減歩率が変更になるのではないかとといった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、路線価式土地評価法では、駅からの接近係数を直線距離により評価しているため、この件で減歩率に変更になることはないという見解になります。

最後に、埋蔵文化財の調査成果の活用として、資金計画の変更への意見になります。意見書の要旨は、埋蔵文化財の調査成果の活用方針を策定するとともに、その方針に基づく事業費を資金計画に盛り込んでほしいといった御意見になります。

これに対する施行者の見解ですが、調査の成果に係る活用方針は、県教育庁において対応しており、それらに係る費用は、資金計画において適切に計上しているという見解になります。

以上、ここまでの説明が、今回の事業計画の変更内容に関わる意見として、法の定めにより、本日の審査対象になり得るものとして抽出、整理したのになります。

このほか、お手元の資料2—7ページの枠外に記載されている意見については、事業計画の変更内容そのものへの意見ではないと思われるものを抽出したものでして、法定外の参考意見として、個別の要望、意見として、参考報告させていただきます。

まず、一つ目と二つ目の意見は、つくば市の調査に対する意見となりますので、つくば市へ共有の上、個別の要望、御意見として参考にしてまいります。

三つ目の意見は、茨城県とつくば市は連携協力してほしいというものですので、より一層、連携強化に努めてまいりたいと思います。

四つ目は、地区内の南北で施設の整備水準に格差を感じているというもの。

五つ目は、説明会の開催運営についての御意見となります。

いずれも、施設計画や地元説明会などは適切に行っているところですが、今後ともコミュニケーションを取りながら、御理解を求めるとともに、個別の要望、御意見として承っていきたいと思います。

以上、今回提出されている意見書に対しては、施行者の見解をまとめますと、公益施設用地は必要との御意見に対しては、変更後でも公益施設用地の土地利用は可能であり、住宅地として売却されることに懸念があるとの御意見に対しては、必ずしも住宅地として売却する目的はないこと。合意形成への意見に対しては、地域の実情に応じた対応を可能とするものであること。また、緑地を歩行者専用道路に変更することについては、万博記念公園駅へのアクセス向上に資するものであり、この変更に伴う減歩率の変更はないこと。また、埋蔵文化財調査に対する意見については、調査成果は広く周知に努めるとともに、適切に資金計画に計上しているものであること。

以上より、施行者の見解としましては、いずれも原案どおりとすることが妥当と考えております。

都計諮問第2号の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、皆様は第2号につきまして、御意見、御質問を頂こうと思いますが、本日は参考人として、つくば市から、都市計画課長と市民協働課長が出席されていますので、市に確認したいことがございましたら、参考人に御質問、御意見をお願いしたいと思います。それでは、皆さんからの御質問、御意見をお願いいたします。D委員、お願いします。

## ○D委員

御説明ありがとうございました。一番最初の用地の計画をどう変えるかというところに関してなんですが、とてもいろいろこんがらがって難しいなと思って拝見していました。今の制限が非常に狭い、公民館とか集会所とか、かなり限定された公益施設用地に事業計画がなっている点を広げるといって自体は、必要な変更ではないかなというふうに、御説明を聞いていて思っています。

そのように感じるいくつかの理由を述べたいと思うのですが、まず、集会所というものをつくる時の方向というのが、つくば市で決めているつくり方が、区会がその建物の費用を負担するという形になっていて、現時点で、そのような費用負担ができる区会が、この該当している13地区で、おそらくできていない状況だろうというふうに想像します。そこは、もし、あるということであれば補足をいただきたいのですが、ほかの区画整理を行ったつくばエクスプレス沿線の同様の場所、開発が進んでいく様子を見ていますと、事業者が100戸以上の割とまとまった開発を行っているケースですと、あらかじめ集会所と一緒に建設をして、住宅とか土地の分譲の時に、そこが皆さんの管理する場所という形で整備しているので、かなりそういう種類の集会所は増えてきているように思います。でも、それが無い場合に、まずは入居をして、バラバラに家が建って、区会をつくらせて、そこから集会所というのは相当大変なことで、そこが今はつくれるような母体が十分ないのかなというふうに思いました。

一方で、そういう集まる場所が必要だというニーズ自体は、絶対あるというふうに思いますし、今回の意見書からも、それはとてもよく伝わってきています。集会所を既に持っているようなエリアであっても、区会の持っている集会所は、区会のために使うことが一般的なので、もう少し広い範囲で地域のコミュニティ活動をしようというときに、そのときに使える場所がないという声が、このTX沿線のエリアではよく聞いています。そう考えると、区会を中心とした集会所だけではなくて、もう少し、地域の皆さんが多様な用途で使える集まる場所は必要なのかなというふうに思います。

事業計画自体の制限を広げる方向というのは、地域のニーズそのものには合っているのではないかなというふうに感じました。

一方で、市が公民館のようなものをつくるほうがいいということもあるかもしれないのですが、拝見していますと、今回のこの用地が、それぞれとても小さい、200平方メートルぐらいということですので、公民館とか交流センターになるほどの大きな用地ではないので、そこが地域の方のニーズとは、またずれているところはあるように思います。

最近の地域コミュニティが活動する場所というのを私自身も研究の中でいろいろ調査をしている中では、公的なところが提供している場だけではなくて、商業施設、店舗の一部ですとか、福祉施設の一部ですとか、そういったところを地域の方が使えるように開いているような、あと、クリニックとかですね。そういうところにも地域の方が集まるような場を持つような、民間と地域と一緒に使うような、そういう場というのも増えてきているように思いますので、今回、事業計画を広げることで、皆さんが集まれる場所を増やすチャンスになるのではないかとこのように思います。

ただ、用途を緩めるだけで何もしないと、住宅になってしまう可能性はとても高いので、地域でそういう場をつくっていくような担い手になるような組織ですとか、それが区会だ

けとも限らないと思いますので、そういう場が必要としている方々と、その土地を使っていこうとされている方と一緒に、地域が集まって使える場をどうやったらできるかというところを考えるような仕掛けが必要なのかなというふうに思いました。

その内容というのは、今回の事業計画の変更の範囲は超えてはいるのですが、ここまでのいろいろな経緯もありますので、県とか、つくば市さんのほうでも、地域が場をつくっていくような活動をサポートしていくような、そういうところと一緒にやっていただくことで、今回は計画を広げていく方向で検討してはいかがかなというふうに思って伺いました。以上です。

○議長

ありがとうございます。それでは、事務局からお答えできるところありますか。

○事務局

ありがとうございました。まさしく、今回は制度の改正だけですので、これからどう運用していくかというのがまちづくりとしては重要かと思っております。その辺につきましては、委員おっしゃるとおり、それらを肝に銘じていく必要があると考えております。

○議長

つくば市からは、何か御意見頂いておきますか。D委員。

○D委員

これから意向調査ももう一度されるということなので、その辺りも含めて検討していただきたいと思います。何かあればお願いします。

○つくば市市民協働課

本日、出席させていただいてありがとうございます。

今、D委員のほうから頂いた御意見、私どももこれから参考に考えていきたいなと思っております。例えば、今後、住民意向調査を行っていくというふうに申しておりましたが、今回、意見書のほうで頂いた御意見なども参考に、これから、住民の皆さんの定着率などを見ながら、丁寧に実施していきたいと思っております。

そのためには、地域の実情を把握するために、市民の皆さんの声を聞きながらというのは鉄則かと思っておりますので、これから具体的な内容ですとか、調査対象、方向については検討になりますが、皆様の御意見を参考にさせていただきながら行っていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

○E委員

考え方としては、D委員が今お話しされたことが非常に重要なことというふうに私も思っているところなのですが。

意見書への対応ということで若干気になりましたのが、最後のまとめで出させていただいた中には入っていないのですが、下の部分に、つくば市に用地を取得していただくことを優先にしてという表現がございますよね。これで、御意見を出された方に、ぜひとも納得していただきたいというのが県の事業者としてのお立場なのかなと思います。その場合には、前提条件として、今お話ありましたように、地域の方々が何を求めておられるか。

それを達成するために、どうしたらいいのかということが、多分、つくば市さんが一番責任を持ってしっかりやっていくことができる。事業者が直接やるのではなくて、つくば市さんにその辺をお任せして、しっかりコミュニケーションを取ってやっていただくことがベストなのだというような背景、前提があって、この優先して取得していただきたいという話になってくるのかなと思うのですが、そういうふうに理解しておいて大丈夫なのかなというのが1点で、むしろ、事業者のほうの方が直にやるほうがいいのか、つくば市さんのほうが主体でやったほうがいいのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいというのが1点です。

もう一つは、今のD委員のお話にもありましたように、地域の方の組織というのは、こういった公益施設を運用するだけではなくて、ただ単に使うだけでなく、地域でどういう組織が醸成されてきているのかということも非常に重要になってきていると思うのですが、その辺りも場合によっては、これをきっかけに地域の組織がうまくいくようにということ、地域の御意見を聞くだけではなくて、ほかの成功事例だとか、いろいろなところを勉強されて、この場所を核にして、どういう使い方があるのかということをもう少し幅広い目で、行政のほうも代替案をいろいろ調べてやっていただくと効果的なのではないかなというふうに思います。その辺りがうまくやっていただけるのであれば、用地の制限を広げる方向で私も異存ないのですが、お話しただけのところだけでも聞かせていただければというふうに思いました。以上です。

○議長

お答えいただけますか。

○事務局

まず一つ目、つくば市に取得してもらうことを優先していきたいという県の考えでございますが、E委員のおっしゃるとおり、県としましては、今、この区画整理事業の施行者という立場で県がこの事業に携わっておりますが、施行者という立場は、事業期間内に限られるということで、未来永劫いるわけではございません。そういう点も踏まえて、その後のまちづくりを担うのは市町村ということもありますので、つくば市さんのほうで地元のニーズを把握しながら、適切な土地利用を図っていただくということを優先したいという思いの中で、そういう姿勢になっております。

二つ目、地域の組織づくりにつきましては、今回、このような事業計画変更をさせていただき、このような意見書も出されましたが、むしろ、今回意見書を出されているような方は、集会所をつくりたいという思いが強い方々と我々も感じております。そういった方々の声を拾い上げられることができたというのも一つの成果だと思っておりますので、そういう方々とのつながりを今後も大切にしていくことで、今後の担い手づくりなり、まちづくりにつながられるのではないかと考えております。以上です。

○議長

よろしいでしょうか。

○E委員

もしよろしかったら、市のほうも御意見をお願いします。

○つくば市市民協働課

地域コミュニティの重要性ということは、共助によって生活の基本的なところの環境を

整えることができるということで重要だという思いはもちろん思っておりまして、その中で、区会が中心的な存在だということも、まだまだあるとは思っております。

また一方で、少子高齢化ですとか都市化ですとか、市民ニーズの多様化などで、地域住民同士の関わり合いが希薄になっているということもまた事実としてありますし、高齢化や、役員の担い手不足によって、区会自体の継続が難しくなっているというような例も実際にあるような現状でございます。

今、E委員におっしゃっていただいたように、こうした中で、地域のコミュニティのあり方、また、その場も含めて、そういうあり方をどう考えるという課題が、今、突きつけられているのかなというのは私どもも課題として捉えております。答えを簡単に打ち出すというのは難しいかもしれませんが、これこそ、市民の方たちとコミュニケーションを取りながら、一方的ではなく、双方に関わりながら一緒に考えていければいいかなというふうに感じております。御意見ありがとうございます。

○E委員

ありがとうございました。非常に今後に期待できるかなというふうには感じたところでございますので、あとは、この会として、御意見出された方に、どういう形で会としての意思を表示するかということころは、また御議論いただければと思います。

○議長

ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ。お願いします。

○B委員

お聞きしたいのは、意見書を出された方々の性別とか年齢とかは、どのようなものなのかと思ったのですが、女性の意見とか、若い人の意見なのか、それとも、割と年配の人の意見なのでしょうか。気になったのは、そのときは、すごく欲しいといった感じで施設をつくったとして、5年後、10年後になってくると、ちょっと寂れてしまうというような例を見かけましたので、質問させていただきます。

○議長

お答え願えますか。

○事務局

意見書につきましては、住所と氏名が書かれているのですが、年齢構成につきましては、その辺の情報が分からない状態です。住所などを見ていると、家族で出されているというところもあります。あとは、一般的には、土地所有者が多い状況でございますが、男性、女性の区別につきましては、氏名から見ると男性のほうが多いのかもしれませんが、女性もそれなりにいるという状況でございます。

○B委員

ありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。期間が長くなると、価値観も変わってくることもあるということだと思いますが、その辺はよく気をつけて、ニーズを把握していくことは必要だというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ほかにないようでしたら、先ほど質疑の中でE委員から、御意見を付け加えた中で不採択ということで御提案ございましたというふうに

理解いたします。

地区住民の不安や懸念に応える形で、審議会が事業者である県に対して意見をつけるものでございますが、そういう形でこの議案を対応することでいかがでしょうか。

○F委員

一ついいですか。

○議長

どうぞ。

○F委員

全く違う案件ですが、いろいろ知事とつくば市とのやり取りの中で、ある意味、市民の誤解があって、洞峰公園の無償譲渡で73億ですかね。そこは大変いい結果になったというか、そういう県との連携もあったのですね。先ほど説明の中で、事業主体が県で、長い間、つくば市のために当初の計画を執行しようとしてきて今があると。時代が変わったというのは、つくば市さんの利用がはっきりしなかったわけで、これだけ時間の経過の中で、主体がつくば市でしょう。当初の計画に沿って、つくば市にしっかり買ってもらうことで、あとは、つくば市民との話し合い、市の執行者の考えでやるべき案件だというふうに思います。

集会所そのものは、大方の自治体においてもお荷物になっていて、大体、維持費が出なくて、利用頻度が少ないので、自治体に返却したいという地域がほとんどでございます。そういうことを踏まえて、4通36名の方がどういう方か分かりませんが、その辺は、最大公約数の中で市の責任で取りまとめて、県の今までの事業の成果として、しっかり執行していただきたい。一つの意見として申し上げたいと思います。

○議長

ありがとうございました。F委員からも御意見を頂いたところでございますが、基本的には、全体の皆さんの御意見の中で集約しますと、不採択でいいのではないかとこのところだと思います。ですから、先ほどの御意見を付け加えた上で、不採択という形にさせていただきますたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、都計諮問の第2号につきましては意見不採択とし、付帯意見として、現行の公益施設用地の具体的な土地利用に当たっては、地区住民の意向調査を踏まえたつくば市の方針を尊重して決定されたいという形で付け加えたいというふうにさせていただきますたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。異議なしと認めまして、都計諮問第2号につきましては、意見を付した上で意見不採択とさせていただきます。

---

○議長

以上で、本日付議されました案件についての審議は終了といたします。

都計諮問の第1号につきましては支障なし。第2号につきましては、意見を付した上で意見不採択として、本日付をもって知事に答申いたします。ありがとうございました。

令和6年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 の あ る 者	弁護士	田 中 美 和	出席
	茨城大学大学院教授	平 田 輝 満	出席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	出席
	茨城大学大学院名誉教授	山 田 稔	出席
	一級建築士	濱 中 本 子	出席
	いばらき農業委員会 女性協議会前副会長	落 合 美代子	出席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中 川 喜久治	出席
	茨城県バス協会会長	任 田 正 史	欠席
	NPO法人日本防災士会 会員	益 子 さや子	出席
	国立環境研究所社会シス テム領域主幹研究員	金 森 有 子	欠席
市町村長を 代表する者	守谷市長	松 丸 修 久	欠席
県 議 会 の 議 員	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	欠席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠席
	茨城県議会議員	田 山 東 湖	出席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	大 津 亮 一	欠席
関係行政機 関の職員	関東農政局長	安 東 隆	出席(代理 農村振興部農村計画 課長 野中 泰史)
	関東地方整備局長	岩 崎 福 久	出席(代理 常陸河川国道事務所 副所長 田中 真人)

出席 13 名	} 19 名
欠席 6 名	

令和6年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
1	つくば市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について(建築基準法第51条)	特定行政庁 つくば市長	つくば市篠崎字原地 1884 番 1、1901 番 破砕施設 1 (木くず等) (新設) 処理能力:4.83t/日×1 基 破砕施設 2 (木くず等) (新設) 処理能力:200.8t/日×1 基
2	島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について(土地区画整理法第55条第3項、第13項)	—	—
	計 2 件		